

2 試験研究機関等との連携

本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくためには、本病に関する知見の収集やより効果的な防疫手法の開発が重要であり、こうした観点から、社会的、経済的側面にも配慮しつつ本病病態解明の研究を積極的に推進していくことが必要である。このため、農林水産省は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、研究の充実に努めるとともに、研究成果が相互に活用できる体制整備に努める。

また、本病は、世界各国で発生が見られることから、国際的な発生状況の把握や本病に関する知見の収集に努めるため、農林水産省は、海外の政府機関・試験研究機関、国際獣疫事務局（OIE）その他の国際機関との積極的な情報交換に努める。

3 清浄性の維持確認のための調査

本病の清浄性の維持確認のため、都道府県畜産主務課は、次に掲げる調査を実施する。

(1) 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定

原則として毎年度1回、当該都道府県内のすべての農場について立入検査等を行い、臨床検査による異常豚の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。

(2) 種豚等の抗体保有状況調査

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定に基づく種畜検査が実施される豚については、当該検査のために採材される血液を用いた抗体保有状況調査を実施する。その他の豚のうち、畜産物を含む食品残さを給与されている豚及びワクチン接種歴のある豚と同居している豚を含む繁殖候補豚、肥育豚等の一定頭数について、抗体保有状況調査を実施する。

(3) 野生いのししの調査

関係機関、関係団体等の協力も得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、検体を収集し、本病感染の有無を調査する。

(4) 病性鑑定材料を用いた調査

原則として、家畜保健衛生所における豚のすべての病性鑑定事例において、本病の抗原検査又は抗体検査を実施する。

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会運営内規

〔平成十五年九月二十二日〕
〔食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会決定〕

第一条 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によって行う。

2 部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第十条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
牛豚等疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
家きん疾病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。
プリオン病小委員会	一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によってこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

畜水産安全管理課・動物衛生課平成18年度予算の概要

高病原性鳥インフルエンザ、米国産牛肉輸入問題への対応等最近の家畜衛生関係業務の増加に伴い、昨年10月に衛生管理課が防疫対策を担当する動物衛生課と薬事、飼料安全等を担当する畜水産安全管理課分離され、18年度予算は新体制での概算決定となった。家畜衛生関係予算は、折からの高病原性鳥インフルエンザの大規模な感染事例を踏まえて家畜防疫関係予算が大幅に増額されるなど、厳しい財政事情の中、家畜防疫対策を中心に大幅に増額されている。

1 食の安全・安心確保交付金のうち衛生管理対策(2,702百万円の内数)

17年度から従来の補助金を廃止し、地域の裁量を拡大した交付金の形で都道府県段階の取組みを支援することとされているが、18年度予算でも①家畜衛生の推進として、病性鑑定施設の整備、死亡牛BSE検査、飼養衛生管理基準や防疫指針の普及・推進、防疫演習の実施、地域の行政・生産者・関係者が一体となって行う家畜伝染病の発生予防や安全・安心な畜産物の生産、動物用医薬品の使用実態や耐性菌発現状況の調査等の取組みを支援するとともに、②飼料の安全性確保として、農家等の点検・指導、各種調査等の取組みを支援する。

2 総合食料対策民間団体事業推進費補助金(民間団体向けソフト、3,502百万円)

家畜衛生対策事業(3,355百万円)として、①飼養衛生管理基準や防疫指針の普及・啓発を行う監視・危機管理体制整備対策、②慢性病の低減対策に加え、③死亡牛の運搬・処理や検査経費の補助を行う死亡牛緊急検査処理円滑化推進が死亡牛BSE検査の対象牛に限定して引き続き実施するほか、④牛のヨーネ病や豚のオーエスキー病の清浄化、伝染性疾病の流行防止のための組織的予防接種を補助する家畜生産農場清浄化支援対策が拡充して実施する。

また、畜産安全対策事業(143百万円)として、①飼料中の有害物質の分析方法の開発や有害物質混入防止適正製造指針の策定等を支援する流通飼料対策事業、②獣医療の提供体制整備、生産衛生対策実践のためのマニュアル策定を支援する獣医療対策事業、③動物用医薬品の承認審査資料の国際的なガイドライン策定やワクチンシードロットシステムの導入促進等を行う動物用医薬品対策事業を引続き実施する。

3 家畜伝染病予防費（3, 714百万円）

都道府県が家畜伝染病予防法に基づき実施する防疫措置に要する経費の一部（防疫員旅費、薬品費等）を負担するとともに、同法に基づく殺処分等を実施する際に生産者に対し手当金や焼埋却経費の1/2を交付する家畜伝染病予防費については、高病原性鳥インフルエンザの大規模な感染事例への対応も踏まえて大幅に増額し（前年度比1, 780百万円）、家畜伝染病に係る迅速かつ円滑な防疫措置の推進を図ることとしている。

4 委託費

家畜の伝染性疾病対策の関係では、人畜共通感染症や新興感染症などのサーベイランスや診断手法の検討を引き続き行うとともに、新たに、高病原性鳥インフルエンザなどの発生に備え、発生地で感染家畜を処理するための焼却用エアバーナーの試験的導入と実用化に向けた技術検討を実施する。

牛肉トレーサビリティ関係では、制度への信頼確保のため、と畜場段階と流通段階の牛肉のDNA鑑定を実施するとともに、不適切な届出事例があったことを踏まえ、個体識別台帳を管理する（独）家畜改良センターでの届出、修正依頼等の精査、不正防止機能を強化した効率的な電算システムを構築するための計画の策定を行う。

また、本年5月に食品衛生法で導入されるポジティブリスト制に備え、従来から取組んできた動物用医薬品の使用基準や飼料中の農薬等の残留基準の見直し、策定を行うための各種残留試験や新たに食品安全委員会から示された評価指針に沿って薬剤耐性菌発現に伴うリスク評価が行われることになった各種抗菌性物質の試験やリスク管理手法の検討等生産資材の安全性確保のための各種調査、試験については、農産物の安全確保関係の予算も含めて統合され、食品安全確保調査・試験事業として課題ごと優先順位を付けて取組んでいくこととされた。

5 その他

農林水産技術会議の予算として、17年度から先端技術を活用した農林水産高度化事業において、リスク管理行政への調査研究結果の迅速な活用を図っていくことを目的とする「リスク管理型研究」が実施されているが、17年度から実施されているテーマに加え家畜衛生関係では新たに、「豚の複合感染症による生産効率低下防止のための飼養衛生管理に資する技術の開発」、「鳥インフルエンザの侵入防止管理システムに関する研究」、「飼料中の除草剤が排泄された牛ふん尿をたい肥に使用することによる農作物への影響の分析」の3テーマについて研究課題の公募が行われている。

○動物衛生課、畜水産安全管理課18年度予算概算決定主要事項

(百万円)

	17年度	18年度
1 補助金		
食の安全・安心確保交付金	2,742	2,702
総合食料対策民間団体事業推進費補助金		
家畜衛生対策事業費	3,442	3,355
監視・危機管理体制整備対策事業費	37	30
慢性疾病等低減対策事業費	22	9
死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費	2,341	1,990
家畜生産農場清浄化支援対策事業費	1,039	1,325
畜産安全対策事業費	278	143
流通飼料対策事業費	203	68
獣医療対策事業費	6	6
動物用医薬品対策事業費	68	68
家畜伝染病予防費	1,934	3,714
家畜伝染病予防費負担金	1,449	2,693
患畜処理手当等交付金	484	1,020
2 委託費		
人畜共通感染症等危機管理体制整備委託費	69	69
家畜円滑処理体制強化対策調査等委託費	0	21
牛肉トレーサビリティ業務委託費	747	640
牛トレーサビリティ制度の信頼性確保対策	0	39
動物用医薬品承認・許可基準普及委託費	9	6
(消費・安全政策課計上)		
食品安全確保調査・試験事業	0	892

平成18年度歳出予算概算決定総括表

農林水産省所管 一般会計【消費・安全局 動物衛生課】

(単位：千円)

事 項 等	平成17年度 予 算 額	平成18年度 概 算 決 定 額	摘 要
1. 事 務 費	130,324	123,745	
(項) 農林水産本省	27,590	29,101	
(大事項) 農林水産本省一般行政に必要な経費	14,703	16,968	
(中事項) 一般行政共通経費	14,703	16,968	
(小事項) 消費・安全行政共通経費	14,703	16,968	
I 消費・安全行政事務費	9,868	9,255	
II 家畜衛生講習会等施行事務費	4,835	7,713	
(大事項) 審議会等に必要な経費	12,887	12,133	
(中事項) 審議会等共通経費	12,887	12,133	
(小事項) 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会費	12,887	12,133	
家畜衛生部会費	12,887	12,133	
(項) 総合食料対策費	3,613,442	3,539,418	
(大事項) 総合食料対策事業指導事務等に必要な経費	171,428	184,656	
(中事項) 消費・安全対策等事業指導事務費	102,734	94,644	
(小事項) 動物衛生対策充実強化事務費	102,734	94,644	
I 動物衛生対策充実強化事務費	55,764	54,274	
II 家畜円滑処理体制強化対策事務費	0	0	
III 家畜伝染病予防液備蓄費	46,970	40,370	
2. 委 託 費	68,694	90,012	
(中事項) 消費・安全対策調査等委託経費	68,694	90,012	
(目) 総合食料対策調査等委託費	68,694	90,012	
消費・安全対策調査等委託費	68,694	90,012	
人畜共通感染症等危機管理体制整備調査等委託費	68,694	68,694	
家畜円滑処理体制強化対策調査等委託費	0	21,318	

平成18年度歳出予算概算決定総括表

(単位：千円)

農林水産省所管 一般会計【消費・安全局 動物衛生課】

事 項 等	平成17年度 予 算 額	平成18年度 概 算 決 定 額	摘 要
3. 補助金等	5,375,621	7,068,369	
(大事項)食の安全・安心の確保対策に必要な経費	3,442,014	3,354,762	
(目)総合食料対策民間団体事業推進費補助金	3,442,014	3,354,762	
家畜衛生対策事業費	3,442,014	3,354,762	
(1)監視・危機管理体制整備対策事業費	36,746	30,376	
ア 家畜伝染病防疫対応強化事業費	30,376	30,376	
イ 家畜衛生関連情報整備対策事業費	6,696	0	
ウ 動物由来感染症監視体制整備事業費	674	0	
(2)慢性疾病等低減対策事業費	21,974	9,000	
(3)鶏卵衛生管理体制整備事業費	2,873	0	
(4)死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業費	2,340,942	1,989,970	
(5)家畜生産農場清浄化支援対策事業費	1,039,479	1,325,416	
(目)消費・安全対策整備交付金	} 2,742,305の 内数	} 2,701,715の 内数	
(目)消費・安全対策推進交付金			
家畜衛生の推進			
(項)家畜伝染病予防費<義務的経費>	1,933,607	3,713,607	
(大事項)家畜伝染病予防対策に必要な経費	1,933,607	3,713,607	
(目)家畜伝染病予防費負担金	1,449,342	2,693,342	
(目)患畜処理手当等交付金	484,265	1,020,265	
動物衛生課合計	5,574,639	7,282,126	消費・安全対策整備交付金、 消費・安全対策推進交付金 を除く計数

参考資料3

畜水産物の安全性確保のための取組

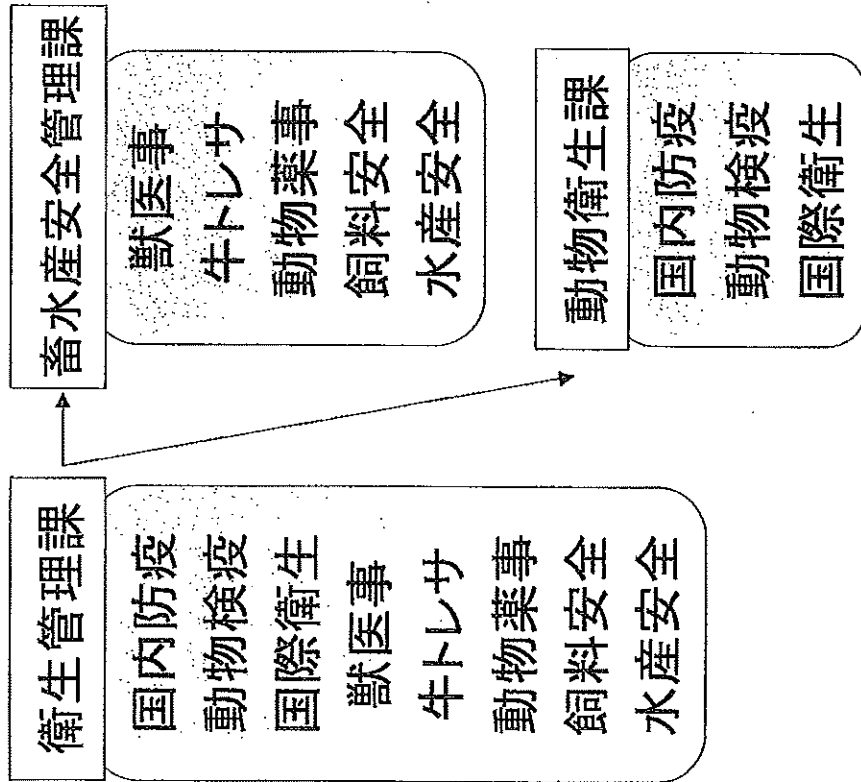
平成18年4月

消費・安全局畜水産安全管理課

1. 畜水産安全管理課

衛生管理課の再編

(平成17年10月1日～)



関係法令

法律名	概要
獣医師法	獣医師の任務、獣医師国家試験の実施、獣医師の業務、獣医事審議会等
獣医療法	飼育動物の診療施設の開設、管理、獣医療提供体制整備のための基本方針の策定等
薬事法(厚生労働省との共管)	医薬品、医薬部外品、医療機器等の品質、有効性、安全性の確保のために必要な規制等
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	牛の個体識別番号による一元管理、生産・流通・消費の各段階において識別番号を正確に伝達
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及び検定等
持続的養殖生産確保法	法に定める養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延防止措置等
水産資源保護法	法に定める伝染性疾患に感受性を有する水産動物の輸入許可、輸入防疫等

2. 牛トレーサビリティ制度

1 牛肉トレーサビリティ法

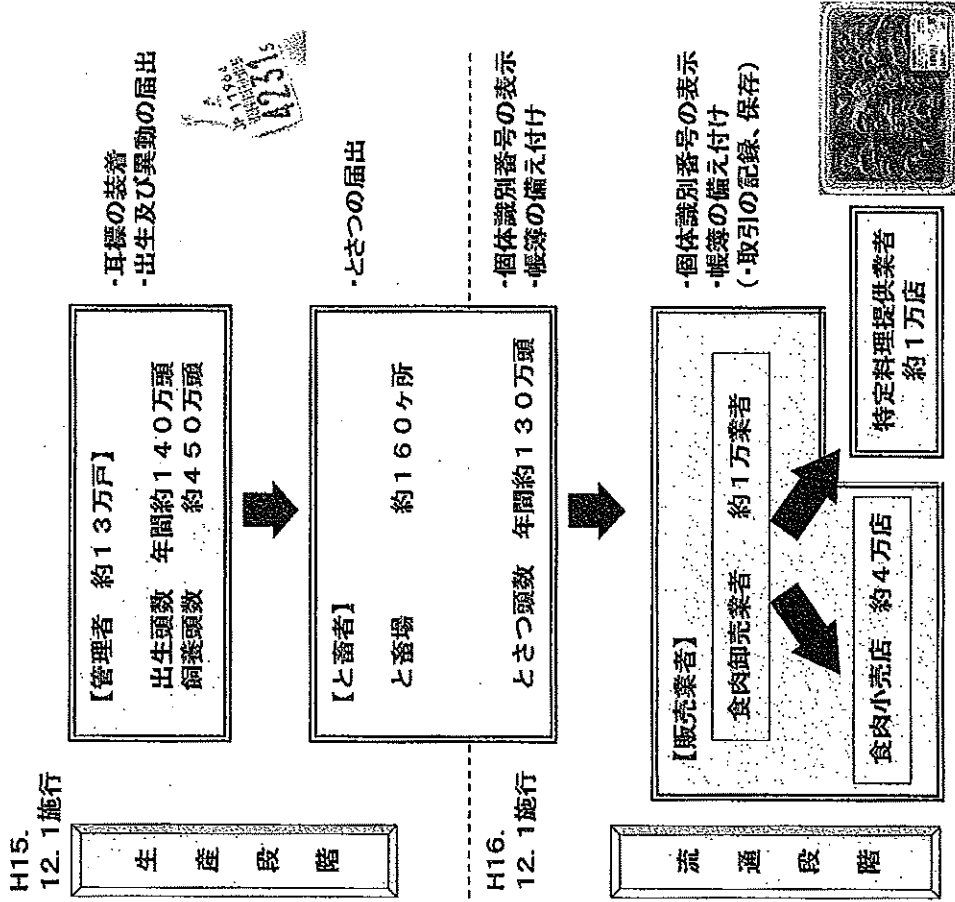
BSEのまん延防止措置の的確な実施や牛肉の安全性に対する信頼確保を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するたため「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（通称：牛肉トレーサビリティ法）が平成15年6月に公布された。

2 牛トレーサビリティのしくみ

管理者（農家等）やと畜者から届け出られた牛の出生・異動等の情報は、（独）家畜改良センターでデータベース化され、インターネットを通じホームページ上に個体識別番号を入力することにより、出生からと畜までの履歴等が検索可能となっている。

3 牛トレーサビリティの監視

制度の信頼性確保のため、地方農政事務所等による立入検査等を実施するとともに、個体識別番号の適正な伝達の確認をするため、DNA鑑定を実施している。



3. 獣医療の提供体制

活動分野別獣医師数の推移

	平成6年	平成16年
国家公務員	669人	502人
地方公務員	8,921人	8,672人
産業動物診療	5,130人	4,391人
小動物診療	6,944人	10,046人
その他	7,081人	7,722人
総数	28,745人	31,333人

獣医師法第22条に基づく届出による

1 獣医師法、獣医療法

獣医師については、獣医師法により、獣医師の免許、試験、業務等が規定され、獣医療法により、飼育動物の診療施設の構造設備基準、管理、獣医療提供体制の整備、広告の制限等が規定されている。

2 獣医師の活動状況

獣医師の活動分野を分野別の獣医師数で見ると、

- ①公務員は約9,000人(30%)
 - ②産業動物診療獣医師は約4,500人(14%)
 - ③小動物診療獣医師は約10,000人(32%)
- となっており、近年小動物診療獣医師が増加している。

3 診療施設の開設状況

分野別の診療施設開設状況を見ると、

- ①産業動物診療施設は約4,000施設(30%)
- ②小動物等の診療施設は約9,500施設(70%)となっている。

活動分野別診療施設数(平成16年)

	産業動物	犬猫その他
国	0施設	1施設
都道府県	294施設	47施設
市町村	106施設	61施設
農業協同組合	259施設	—
農業共済組合	350施設	—
法人	609施設	2,226施設
任意団体	87施設	8施設
個人	2,281施設	7,139施設
総数	3,986施設	9,482施設

畜水産安全管理課調べ

4. 小動物獣医療に関する取組

1. 小動物獣医療をめぐる情勢

- ・動物を飼育する人の増加
(H17年度、犬1,300万頭、猫1,200万頭、ペットフード工業会調べ)
- ・求められる獣医療の高度化・多様化
- ・小動物診療獣医師の増加
(H16、獣医師約3万人のうち約1万人)

2. 小動物獣医療に関する検討会の開催

- (H17.1月～7月)
- ・平成17年1月から7月まで小動物獣医療の主要な課題について検討し、提言をとりまとめ
- 3. 具体的な取り組み
 - ・飼育動物の診療施設における放射線防護に必要な施設の構造設備等の基準について、放射線審議会へ諮問
 - ・広告制限の特例について獣医事審議会へ諮問
 - ・民間の診療施設を臨床研修施設として指定するための基準の作成
 - ・臨床研修目標の改正

小動物獣医療に関する検討会報告書の概要

- (1) 卒後臨床研修について
 - ・民間の診療施設を、臨床研修施設として指定することにより、臨床研修を充実させることが必要。
 - ・民間の診療施設を指定する際の基準及び臨床研修目標について提案。
- (2) 獣医核医学について
 - ・獣医療の高度化のため、放射線診断・治療のニーズが増加。
 - ・放射線防護に必要な施設基準、管理体制等について提案。
- (3) 獣医療における専門医について
 - ・獣医療の高度化のため、各分野における専門医の育成が必要。
 - ・学術団体等が中心となって、専門医の必要性や認定基準の妥当性を評価する仕組み作りについて取り組むことが必要。
- (4) 獣医療における広告規制について
 - ・飼育者が獣医療に関する情報を適切に入手できるように広告規制の緩和が必要。
- (5) 獣医療補助者について
 - ・現在の小動物獣医療において、獣医療補助者が担う役割は重要であること。
 - ・社会的に安定した職業として確立するため、獣医療補助者の各団体及び獣医師団体が中心となって、教育水準、認定基準の平準化に向けた取り組みに着手すべき。

5. 動物用医薬品の安全性確保に関する取組

1 薬事法

医薬品等の品質、有効性、安全性確保のため、製造販売業者等の許可、品目ごとの製造販売の承認、再審査、再評価、販売等の許可、医薬品品質等の基準、検定、使用規制を規定

〔平成15年7月の薬事法改正〕

食品の安全性の確保のための規定の整備が行われた。

- ① 許可業者以外の者による動物用医薬品の製造・輸入の禁止
- ② 未承認医薬品の使用の禁止
- ③ 動物用医薬品の使用規制の対象の拡大
- ④ 厚生労働大臣との連携の強化等

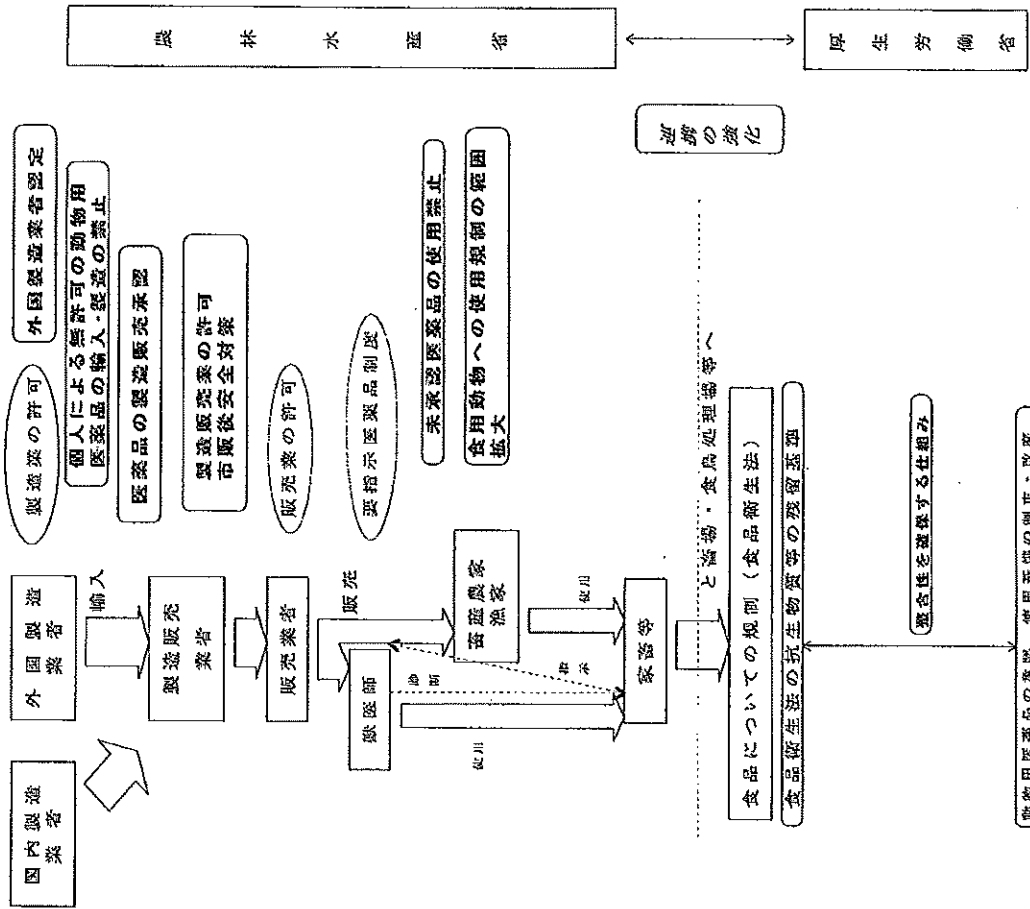
〔平成17年4月施行分の薬事法改正〕

- 承認・許可制度の抜本的な見直し等が行われた。
- ① 承認・許可制度の見直し、市販後安全対策の充実
 - ② 医療機器の安全対策の見直し

○動物用医薬品等の許可と販売の現況

- (平成16年)
- ・製造所等の数 330カ所
 - ・(許可品目数 3,352品目)
 - ・販売高 804億円
 - ・うち輸入 303億円
 - ・ワケチン等 288億円
 - ・抗生物質等 273億円
 - ・販売業者許可数
 - ・一般販売業 6,979カ所
 - ・特例販売業 9,733カ所

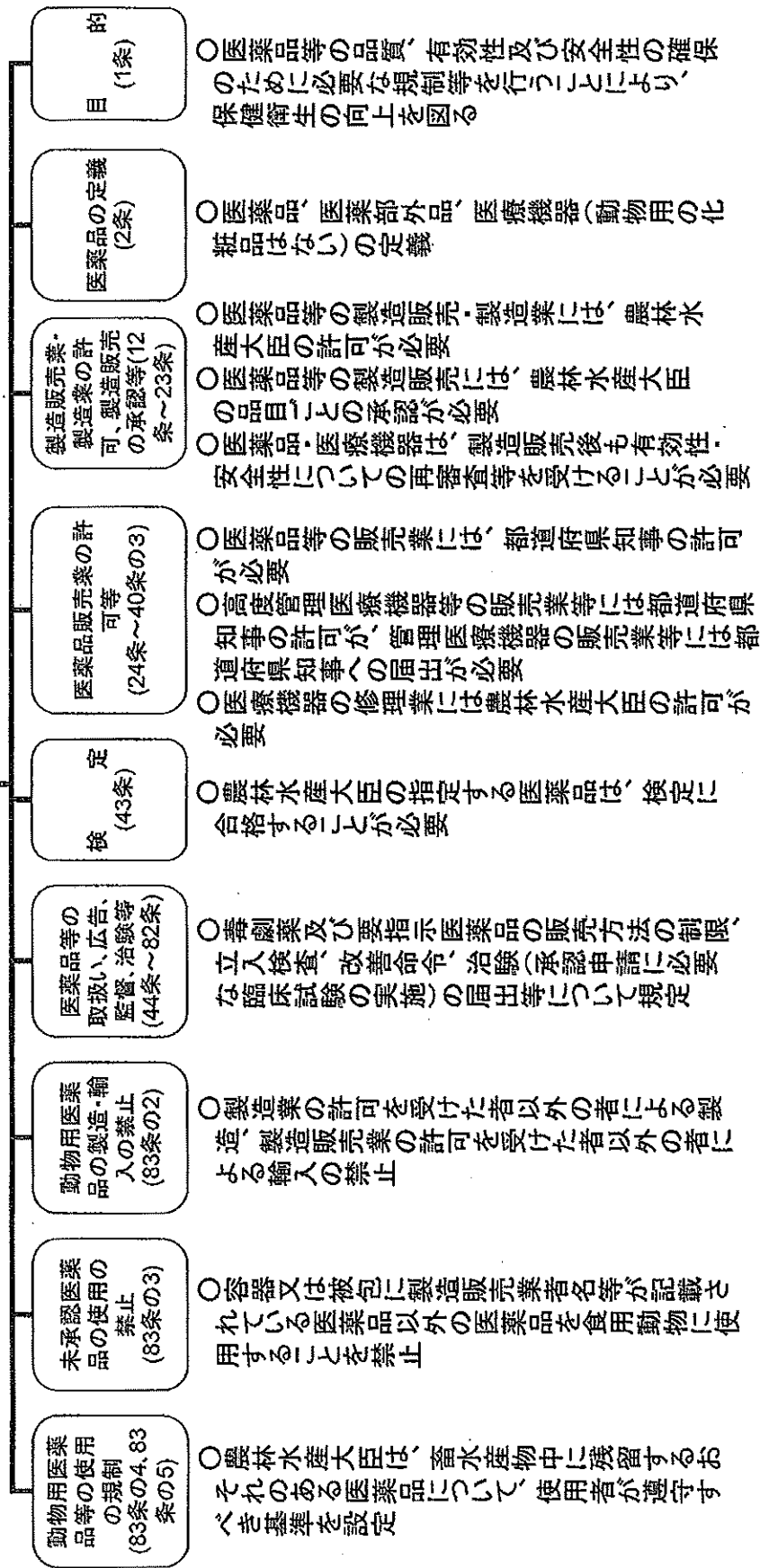
動物用医薬品の安全性確保対策



※ゴシキク体が薬事法改正(平成15年7月及び17年4月)により指図された事項

動物用医薬品等に係る薬事法の概要

薬事法（昭和35年法律第145号）



- 薬事法のうち、動物用医薬品等については、農林水産省の所管であり、薬事法第83条第1項の読み替え規定により薬事法を適用
- 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の下に、動物用医薬品等部会及び6つの調査会を設置し、動物用医薬品の承認の可否等について審議
- 製造業の許可・認定、製造販売等の承認、再審査及び再評価等については、動物用独自の基準を設定

2 動物用医薬品の残留防止のための措置

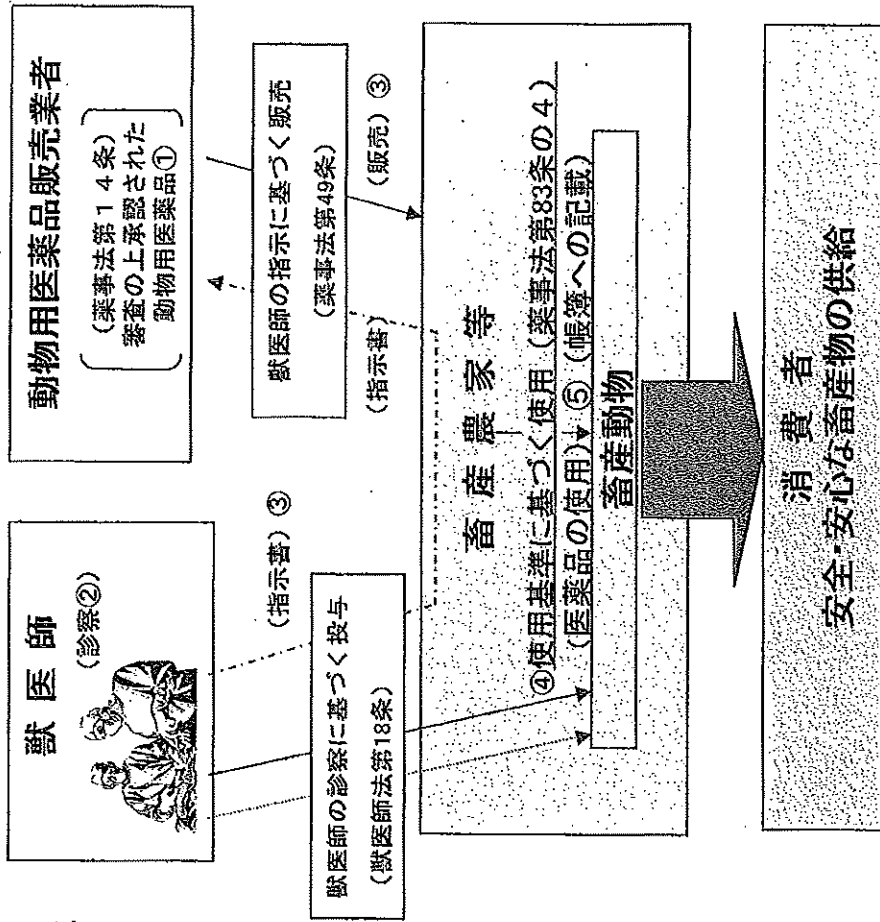
- (1) 動物用医薬品は、「薬事法」に基づき対象動物に対する有効性及び安全性の観点に加え、残留性等についても審査の上、品目ごとに承認。
- (2) 抗生物質等の動物用医薬品は流通・使用段階において、要指示医薬品制度や使用規制制度等により畜水産物の安全性を確保。

○ 動物用医薬品の承認制度

- ① 動物用医薬品は、品質、有効性及び安全性(残留性を含む。)を審査の上承認

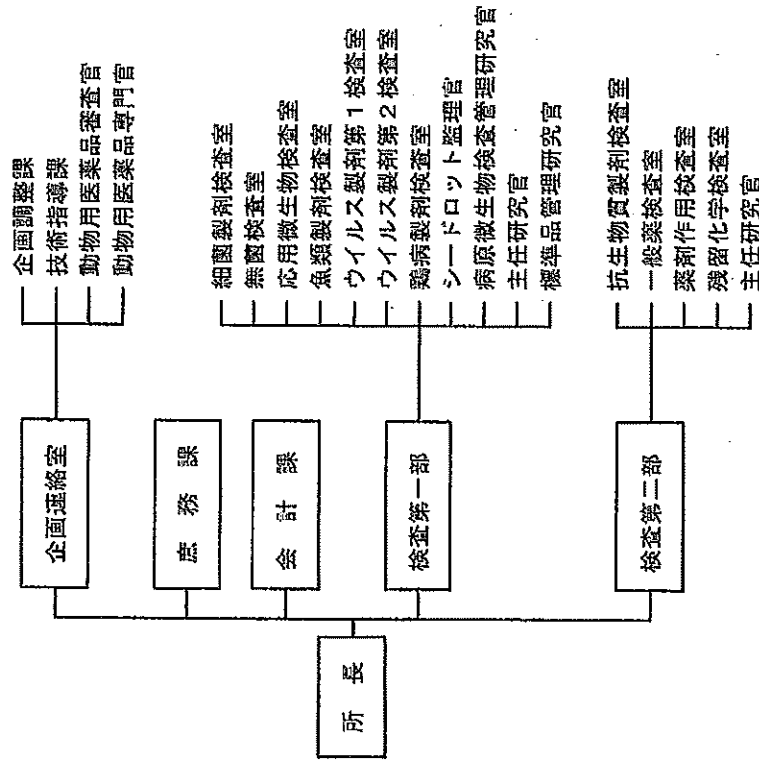
○ 抗生物質等の動物用医薬品の流通・使用の段階における安全性確保のための制度

- ② 獣医師が自ら診察せずに投与又は処方することを禁止(要診察医薬品制度)
- ③ 獣医師の処方せんの交付又は指示を受けた者以外への販売を禁止(要指示医薬品制度)
- ④ 「対象動物」、「用法・用量」、「使用禁止期間」等の使用者が遵守すべき基準を設定(使用規制制度)
→本年5月の食品衛生法におけるポジティブリスト制導入のため使用基準を見直し
- ⑤ 使用基準が定められた動物用医薬品を使用したときに、使用者は、帳簿に記載するよう努力(使用規制制度)



動物医薬品検査所の概要 (<http://www.nval.go.jp>)

1 動物医薬品検査所の組織



2 動物医薬品検査所の主要業務

動物医薬品の検査に関する次の事項を企画、立案及び実施。

(1) 動物用医薬品の品質等の確保

- ① 製剤基準の作成及び検査に必要な標準品の配布
- ② 承認基準の国際比較試験と基準原案の作成等
- ③ 品質検査
 - ア 動物用生物学的製剤(ワクチン等)の国家検定
 - イ 抗生物質製剤等の検査命令による品質検査
 - ウ 収去医薬品(一般薬等)の検査
- ④ ワクチン製造におけるシードロットシステム対応検査等
- ⑤ 調査・研究・技術講習

(2) 動物用医薬品の承認審査の充実等

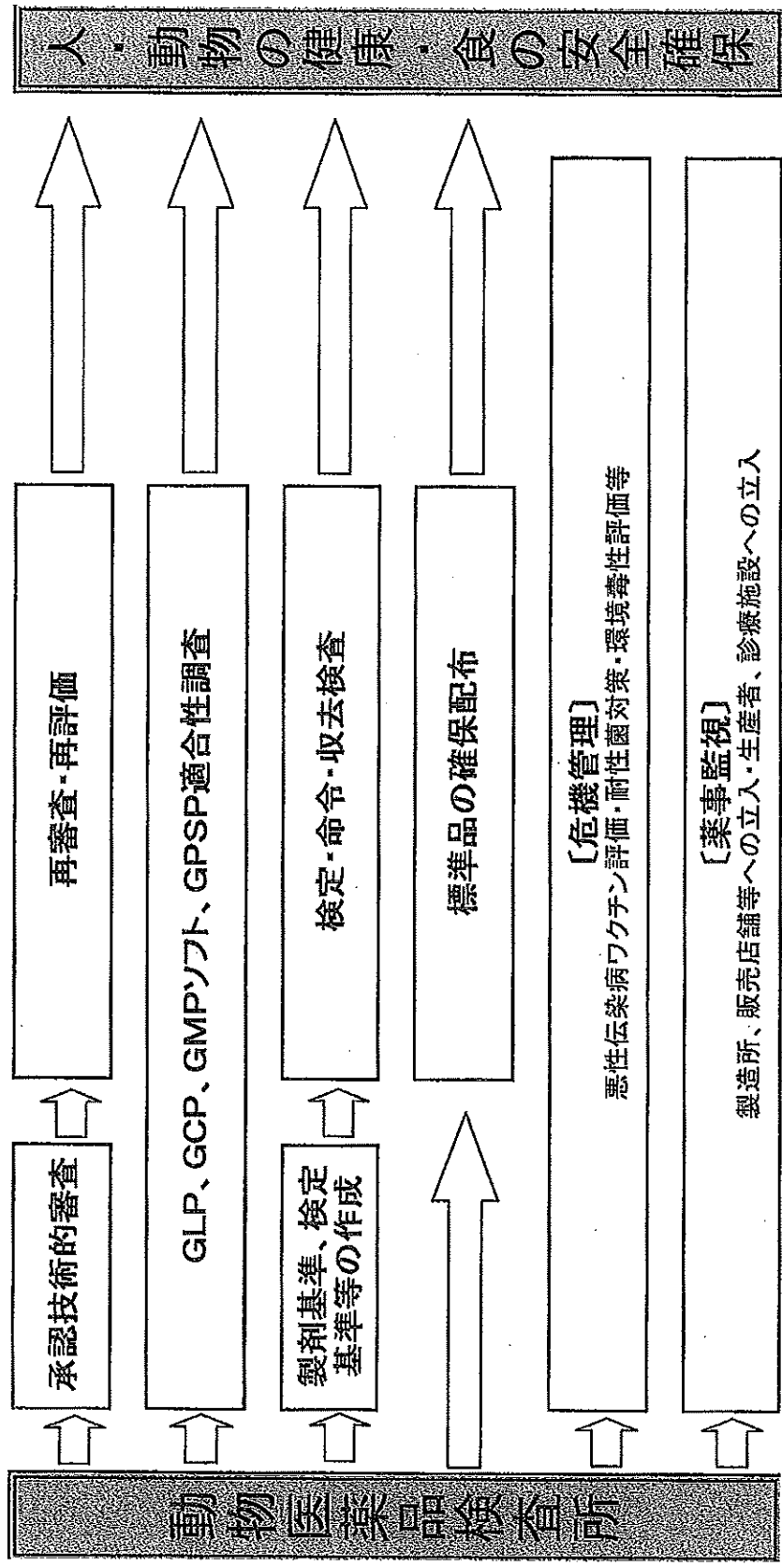
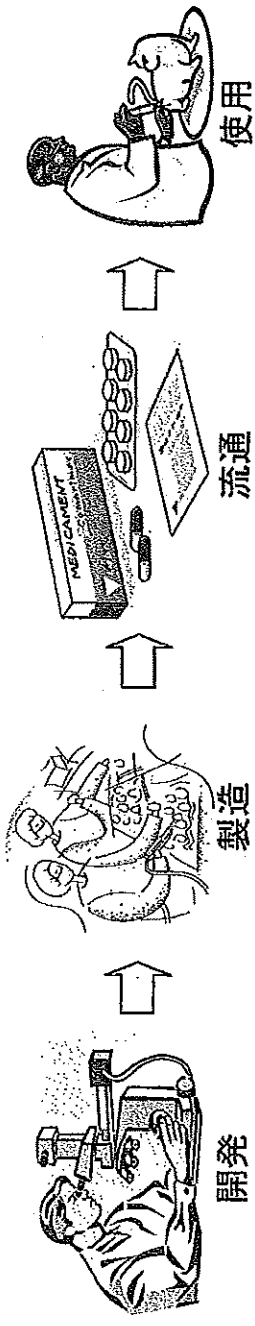
- ① 承認申請資料等の信頼性基準適合性調査
- ② 再評価に必要な資料の収集・評価
- ③ 承認相談と情報提供(承認内容、副作用情報等)

(3) 畜水産物の一層の安全性確保と危機管理対策

- ① 医薬品の使用基準対応検査(残留確認試験等)
- ② 薬剤耐性菌対応検査
- ③ 海外悪性伝染病(FMD、HPAI等)の防疫資材の検査、評価
- ④ 医薬品の環境に対する影響の調査、評価

※平成18年度定員: 82人(行政職61人、研究職21人)

動物医薬品検査所の業務概要



6. 飼料の安全と品質の確保

1 飼料安全法

●目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること。

●対象動物及び飼料添加物の指定等

・対象動物：牛、めん羊、山羊、鹿、豚、鶏、みつばち、養殖水産動物等31種類(うち16種についてはH16.10.27政令改正による)

・飼料添加物：ビタミン、抗生物質等153品目指定

●安全性の確保

規格及び基準の設定、製造等の禁止、特定飼料等の検定及び製造業者登録、廃棄等の命令

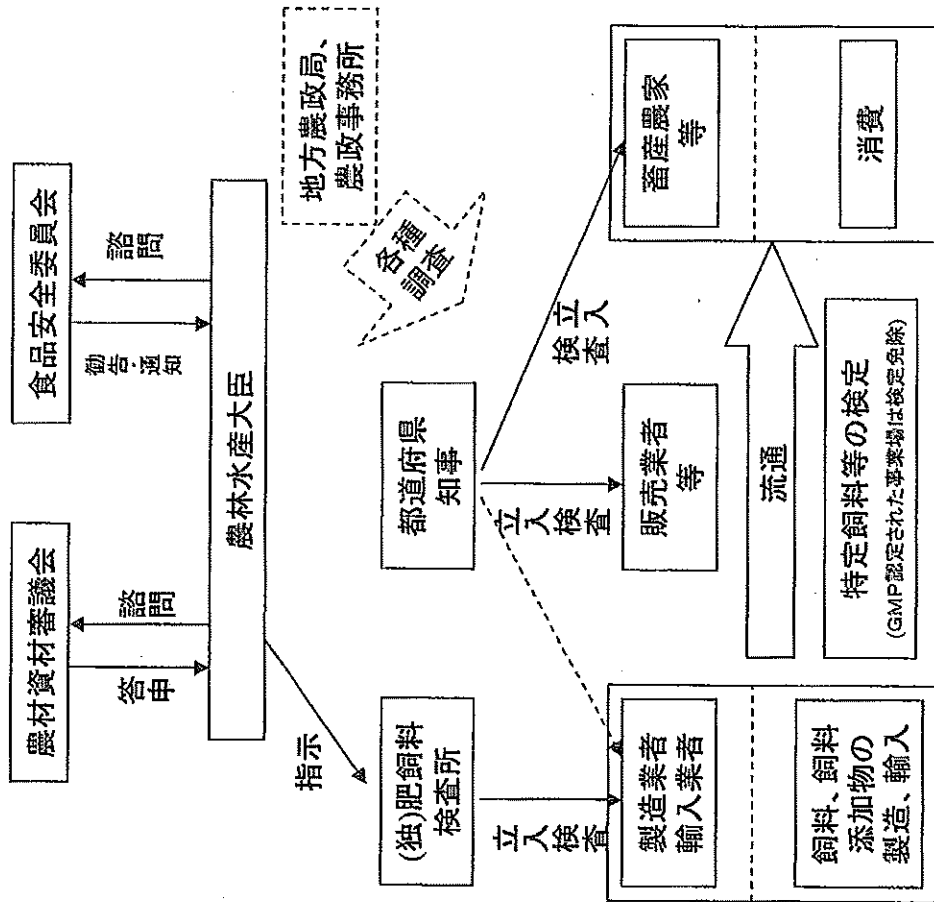
●品質改善

公定規格の設定、規格適合表示、表示の基準、表示事項の表示等の指示、検定機関の登録

●その他

製造・輸入業者等の届出、飼料等の輸入の届出、報告の聴取、立入検査等、厚生労働大臣との関係

飼料等の安全性確保体制の概要



2 BSE関連の飼料規制

●肉骨粉等

- ・反すう動物由来肉骨粉等について、反すう動物用飼料への使用停止(通知、H8.4)。
- ・反すう動物由来肉骨粉等を用いた反すう動物用飼料の製造・販売・使用を禁止(省令、H13.9)。
- ・肉骨粉等について、すべての国からの飼料・肥料としての輸入、国内における製造・出荷を一時全面停止(通知、H13.10)。
- ・その後、法的に規制するとともに、国内の肉骨粉等の取扱いについては、科学的見地に基づき随時見直しを実施(省令、H13.10以降)。
- ・豚由来肉骨粉について、交差汚染防止対策として、大臣確認制度を導入のうえ、豚、鶏用飼料への利用を再開(省令、H17.4.1施行)。

●反すう動物用飼料の製造工程分離

- ・配合飼料製造工場における反すう動物用飼料及びそれ以外の飼料の製造工程の分離を法的に規制(省令、H15.7.1施行(H17.4.1より完全施行))。

●「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」を制定(通知、H15.9)。

(内容)

- ・反すう動物用飼料の取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・製造・保管施設等の洗浄
- ・飼料業務管理規則の備付けなど

●対象家畜の追加、しか、めん羊、山羊を追加(政令、H15.7.1施行)

- 輸入飼料の原材料の届出(約350件、H18.4現在)、小売業者の届出(約3,000件、H18.4現在)の義務化等(H17.6.30省令改正 8.30施行)

- ・食品安全委員会の管申を受けて、飼料規制の遵守状況について、輸入、販売、農家各段階での監視を強化

○飼料原料の利用規制状況

主な対象品目	田 菜		牛 乳		鶏 卵		魚 卵	
	は乳動物	家さん	牛など	豚、馬、家さん(確認済のもの)	魚介類	家さん	牛など	豚、馬、家さん(確認済のもの)
動物性たん白質								
セブチン、コープーゲン(確認済のもの)								
乳、乳製品								
卵、卵製品								
血粉、血しょうたん白								
魚粉などの魚介類由来たん白質(確認済のもの)								
チキンミール、フェザーミール(確認済のもの)								
加水分解たん白、蒸製骨粉(確認済のもの)								
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉								
動物性たん白質を含む食品残さ(粉類など)								
特定動物性油脂								
動物性油脂(確認済)								
特定動物性油脂								
動物性油脂(確認済)								
動物性油脂(確認済)								
動物性油脂(確認済)								
魚 油(魚以外のたん白質と完全分離された工場で製造されたもの)								
上の各欄に記載された以外の動物性油脂								
骨炭、骨灰(一定の条件で加工処理されたもの)								
第2) 豚カルク(豚カルク、豚カルク、豚カルク)								
植物性油脂(動物性油脂を含まないもの)								
植 物								

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる。
 注2 「確認済のもの」には、基御適合することによって原料水産大臣の承認を受けた工場の製品のこと
 注3 △は、ほ乳期子牛育成用代用乳用配合飼料への使用はできない
 注4 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質及び動物性油脂の規制の対象外
 注5 ※に記載されていない動物性たん白質は飼料への使用はできない(卵粉、卵殻、卵殻、殻膜、殻膜かすなど)

3 組換えDNA技術応用飼料への対応

日本では平成12年の米国産とうもろこしへの「スターリンク」の混入を契機に以下の取り組みを実施。

- (1) 組換えDNA技術応用飼料の安全性の確認は、「組換え体利用飼料の安全性評価指針」に基づいて実施することとし、平成15年には、法的に義務化。
- (2) なお、飼料原料の流通実態から意図せざる混入は避けられないことから、我が国と同等以上の審査制度を有する外国政府で安全性が確認された飼料が混入した場合の許容基準(1%以下)を設定。
- (3) 最近では、平成17年5月安全性未確認米国産飼料用とうもろこし「Bt10」の混入が判明(14件、約39,000トン)。事前の輸入届出を義務化(平成17年9月15日施行)するとともに、米国内での検査により、Bt10を含まないことの証明を添付するよう指導。また、安全性評価等について農業資材審査会及び食品安全委員会に諮問し、審議を実施。

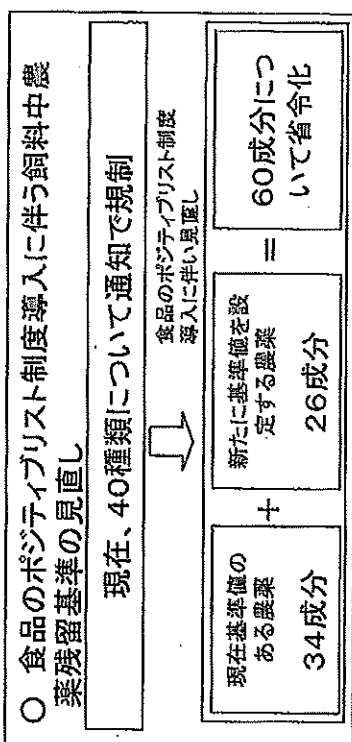
4 各種有害物質への対応

飼料中の有害物質については、現行は行政指導により許容基準を設定してきたが、このうち農薬については、本年5月の食品衛生法におけるポジティブリスト制の導入に合わせ法規制とするため基準値を省令化。

【最近の有害物質の検出事例、対応】

- ・飼料用稲わらからのヒ素の検出(15年) → 給与割合を2割以下とするなどの指導
- ・古畳等由来稲わらでの殺虫剤残留 → 業界で安全性確保のためのガイドライン作成
- ・輸入乾牧草によるエンドファイト中毒 → 給与時のその他の乾牧草による希釈、間歇的給与の指導
- ・マイコトキシン、ダイオキシシン等のモニタリング強化

○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料	
なたね	15 品種
とうもろこし	13 品種
大豆	4 品種
わた	10 品種
てんさい	3 品種
アルファルファ	2 品種
	計 47 品種
○ 安全性を確認した組換えDNA技術応用飼料添加物	
	4 品目



注：これ以外に通知により基準値が定められている重金属等については、当面、通知による基準を継続し、科学的データが蓄積され次第省令化

7. 水産安全に対する取組

1. 魚病対策

魚病対策は養殖振興上の重大な課題。

近年、養殖業は、給餌養殖生産の進展と養殖魚種の多様化により、魚病発生状況は複雑化。

近年の傾向としては、

- ① 外国産種苗の増加等に伴う海外からの疾病侵入
- ② 薬剤による治療が困難なウイルス病の発生増加
- ③ 栽培漁業の種苗生産過程における魚病被害等。

○最近の魚病被害額の推移

年 (平成)	生産量 (千トン)	生産額 (億円)	魚病被害額 (億円)	魚病被害割合 (%)
11	329	3,390	227	6.3
12	321	3,182	130	3.9
13	321	2,862	134	4.5
14	322	2,694	108	3.8
15	326	2,693	147	5.2

○コイヘルペスウイルス(KHV)病対応

- (1) 平成15年11月、茨城県霞ヶ浦において我が国で初めてKHV病を確認。その後国内各地の養殖場、河川等において相次いで確認され、全国に重大な被害。
- (2) 平成17年12月末現在、全国のコイ養殖経営体の約9%、1・2級河川水系の約4%で感染コイが確認。各都道府県において国内防疫制度に則り、国の支援の下、移動制限、焼却・埋却処分等のまん延防止措置を実施。
- (3) 「コイヘルペスウイルスに関する技術検討会」を立ち上げ。専門家の助言を踏まえ、可能な限り綿密な監視を行い、感染コイの早期発見とまん延防止措置の確実な実施に努めるとともに、ワクチン等の開発を推進。

○KHV病発生状況

発生時期	養殖場等	天然水域等	合計
平成15年12月迄	65	29	96
平成16年	561	349	910
平成17年	232	78	310

(平成17年12月末現在)

2. 水産防疫制度

疾病の侵入及びまん延による我が国水産資源への影響を防止することを目的。

輸入防疫制度は水産資源保護法、国内防疫制度は持続的養殖生産確保法により実施。平成17年の制度改正により両制度の強化がなされ、10月20日より施行。

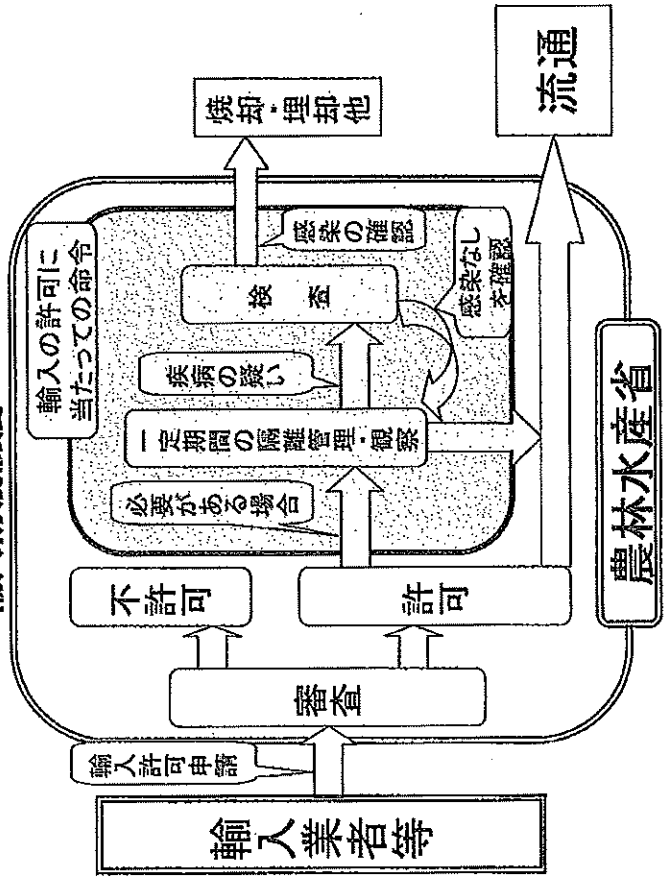
[平成17年改正の主な内容(下図水色部分)]

- ①水産資源保護法に定める輸入防疫対象疾病及び輸入許可対象水産動物の範囲の拡大、一定期間の管理命令の創設
- ②養殖業者等による持続的養殖生産確保法に定める特定疾病の発生時の届出義務の創設、まん延防止措置の拡充(かかるおそれのある養殖水産動物の移動制限等)

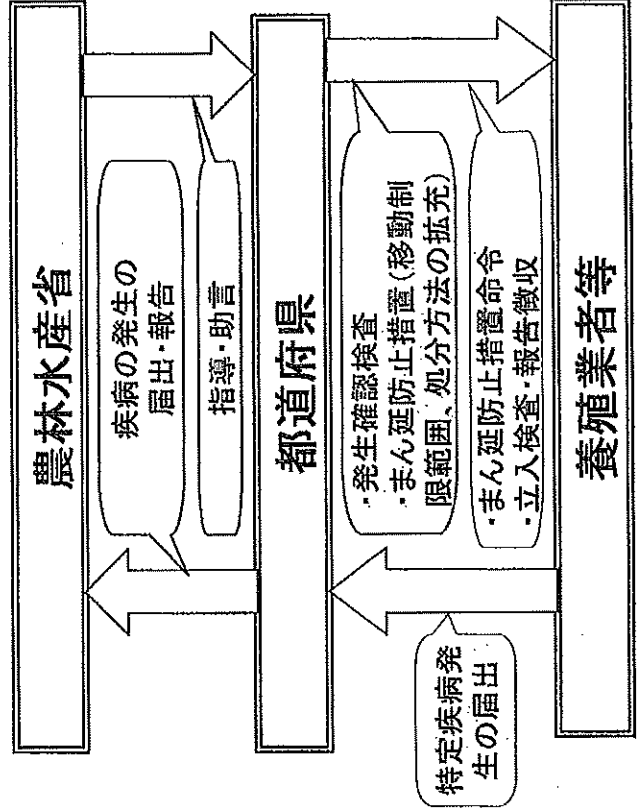
対象疾病	水産動物
コイ養ウイルス血症	こい科魚類(こい、ぎんぎよその世のふな鰻魚類、はくれん、こくれん、そらぎよ、あおうお)
コイヘルペスウイルス病	こい科魚類(こい)
ウイルス性出血性敗血症 流行性造血器壊死症 ピシリケッチア症 レッドマウス病	さけ科魚類 (さけ科魚類の発眼卵および稚魚)
イエローヘッド病 伝染性皮下達血管器壊死症 タウラ症候群 ハキョロウイルス・ペナエリによる感染症 モトン型ハキョロウイルスによる感染症	くるまえばい類のえび類 (くるまえばい類のえび類の稚えび)

カッコ内は輸入許可が必要な水産動物

輸入防疫制度

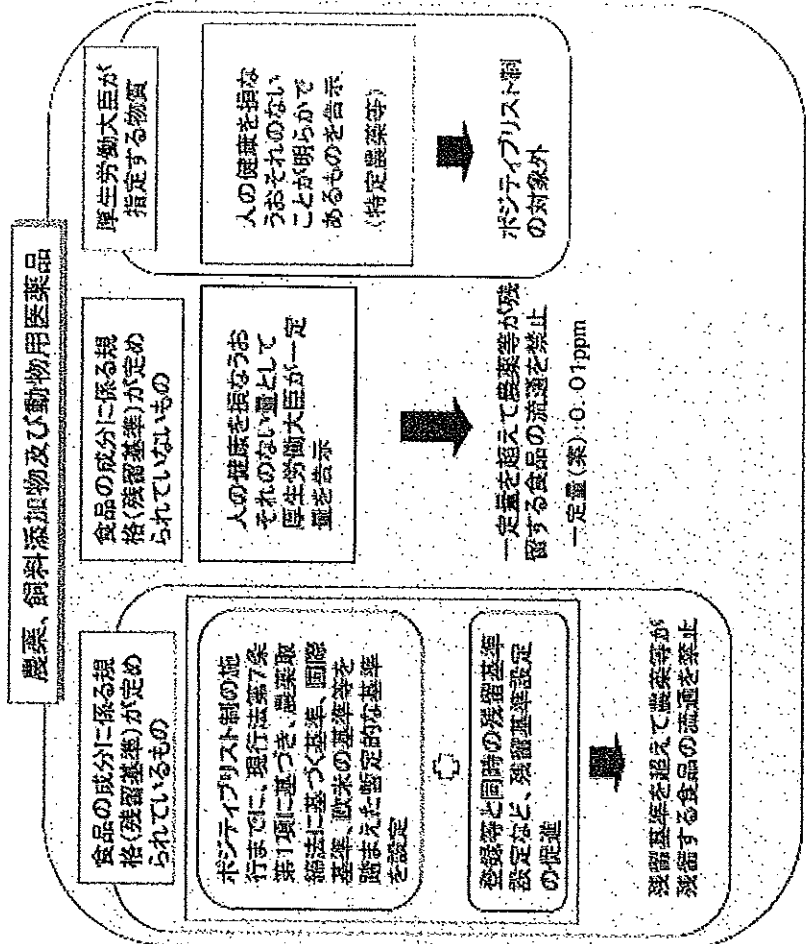


国内防疫制度



○食品衛生法におけるポジティブリスト制の導入と対応

- 1 これまでの規制
従来、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品は、食品中の残留基準が定められたものについては、残留基準を超えて動物用医薬品等が残留する食品の販売等が禁止される一方で、残留基準が定められていないもの（抗菌性物質以外）については、残留していても販売等の規制が行われてこなかった。
- 2 ポジティブリスト制の導入
平成15年5月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が指定する物質（対象外物質）を除く全ての動物用医薬品等は人の健康を損なうおそれのない量（一律基準）を超えて残留してはならず、その例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないとされる制度（ポジティブリスト制）が平成18年5月29日から導入されることとなった。



動物用医薬品: 使用基準既設定の22成分+2配合の使用基準改正予定(省令)
使用基準未設定の40成分+8配合の使用基準設定予定(省令)

飼料中の農薬残留: 60物質について基準設定予定(省令)
(現在は、40種類の農薬について指導基準設定)

- 3 農林水産省の取組
農林水産省としては、これに対応し、食品中の残留基準に整合性を持った、飼料中の農薬等の残留基準の設定や動物用医薬品の使用基準を設定することとしている。

○飼料添加物、動物用医薬品における薬剤耐性菌対策

1. これまでの動き

抗菌性物質（抗生物質及び合成抗菌剤）の家畜への使用に伴い、薬剤耐性菌やその耐性遺伝子が食品等を介して人に伝達し、人の感染症治療を困難にするとの指摘があり、WHO等の国際機関は様々なガイドラインや勧告を発売。

2. 食品安全委員会への諮問

農林水産省は、平成15年12月に、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と、これらと同一の又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる動物用医薬品の抗菌性物質に関して、これらが家畜等に給与又は投与された場合に選択される薬剤耐性菌等に関する食品健康影響評価を食品安全委員会に求めた。

3. 食品安全委員会による食品健康影響評価指針の策定

これを受けて食品安全委員会では、16年9月に「家畜等の抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」を策定。この指針に基づき資料収集、薬剤耐性菌についての食品健康影響評価が行われ、これに基づく飼料添加物の指定の見直し、動物用医薬品の再評価が行われていく。

4. 使用見込みのない抗菌性飼料添加物の指定取り消し
 なお、16年10月には、現在使用されておらず、今後使用見込みのない抗菌性飼料添加物4品目の指定を取り消している。

5. 動物用医薬品承認・再審査時の評価

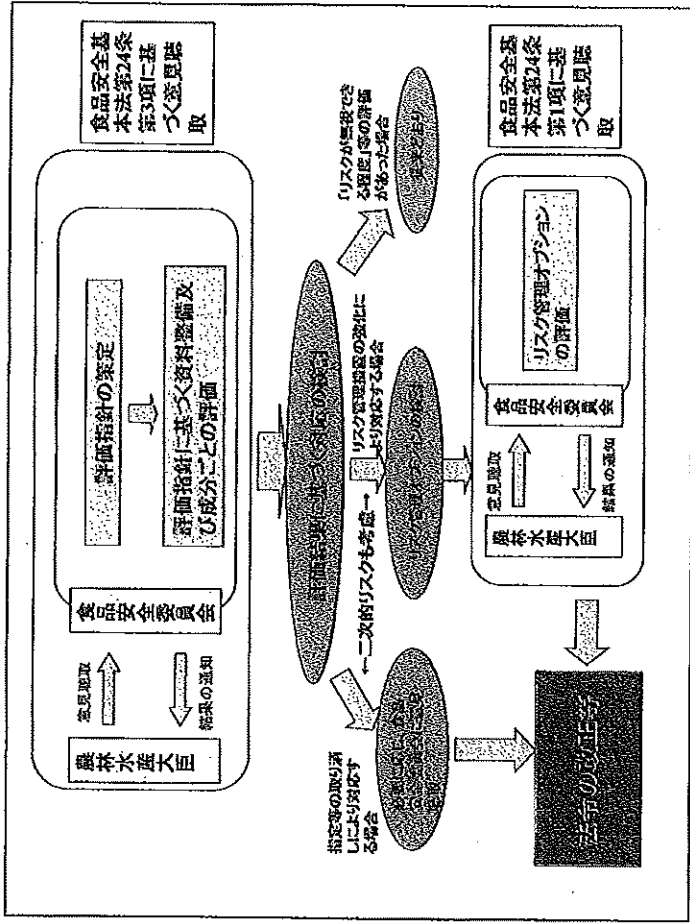
また、これとは別に、動物用医薬品の承認・再審査に伴う食品健康影響評価において、抗菌性物質の薬剤耐性菌についての評価が行われている。

食品安全委員会に諮問中の抗菌性物質

(平成18年1月11日現在)

1. 食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取
 - ①飼料添加物として指定されているもの:25成分
 - ②①と同一又は同系統の動物用医薬品:5系統+6物質
2. 食品安全基本法第24条第1項に基づく意見聴取
 - ①動物用医薬品の承認にかかるとの:2成分
 - ②動物用医薬品の再審査にかかるとの:13成分
(うち1成分は承認にかかると同一)

リスク評価及びリスク管理の枠組み



○18年度予算の概要

畜水産安全に係る補助金等

- 1 消費・安全対策推進交付金（都道府県） 2,702百万円の内数
 - ・飼料の地域段階での安全指導体制の整備、地域流通飼料の監視調査等を支援
 - ・動物用医薬品の使用実態、耐性菌発現状況等の調査、指導体制の整備等を支援
 - ・疾病対策、水産用医薬品の適正使用等養殖衛生管理対策の普及・指導、産地段階での貝毒の発生監視調査等を支援
 [都道府県 交付率：定額]
- 2 畜産安全対策事業（民間団体） 143百万円
 - ・農薬等の有害物質や病原微生物による飼料汚染等に関するリスク管理を推進
 - ・動物用医薬品の国際的ガイドラインの策定のための国際会議の開催、ワークショップの導入を促進
 - ・獣医療提供体制整備、生産衛生対策実践のためのマニュアル策定を支援
 [民間団体 補助率：定額、1/2]

- 3 魚類防疫技術対策事業費（拡充） 34百万円
- 4 養殖衛生対策センター事業費（拡充） 102百万円
 - 養殖衛生管理技術者の養成、魚類防疫技術の向上、魚病に関する調査・研究に加え、輸入検疫、国内防疫の対象としない疾病の浸潤状況調査、検査方法の確立等を実施する

5 その他の委託事業（貝毒安全対策、動物用医薬品基準普及等） 22百万円

（参考：消費・安全政策課計上）

食品安全確保調査・試験事業（新規） 892百万円
 うち生産資材安全確保調査・試験事業
 諸情勢の変化に伴い、動物用医薬品、飼料等の生産資材の使用基準や残留基準などの策定、見直しが必要となった際に、優先度を勘案しつつ、必要となる調査・試験を実施する

畜水産安全に係る事務費

- 事務費
- のうち (1) 飼料対策助成事業等指導事務費（拡充） 156百万円
 (2) 飼料の適正使用状況等確認調査費（新規） 4百万円
 BSE関係飼料規制の監視強化のため、都道府県飼料検査担当者
 の研修、地方農政局等による遵守状況調査等を実施する

畜水産安全に係る委託費

- 1 牛トレビリティ制度の信頼性確保対策委託費（新規） 39百万円
- 2 牛肉トレビリティ業務委託費 640百万円
 - ・牛个体識別台帳（データベース）を管理する（独）家畜改良センターで農場の管理者等からの届出や修正依頼等を精査し、地方農政事務所等の監視・指導の強化に資するとともに、不正防止機能も強化した効率的な電算システムを構築するための計画を策定する
 - ・と畜場に出荷された牛と流通段階の食肉の同一性をDNA鑑定により確認する

（参考）JRA畜産振興事業（17年度）（18年度は調整中）
 鳥インフルエンザ関連事業として、H5亜型、H7型のワクチン開発、接種試験を通じた、ワクチン接種プログラムの検討、野外ウイルス感染症迅速診断キットの開発を推進しているほか、特用家畜等用医薬品の製造の推進、獣医師の卒後研修の支援等を実施

〇リスク管理型研究の実施

1 17年度より、先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の中でリスク管理型研究(予算額437百万円)を開始

2 畜水産物の安全性確保の関係では11課題を設定し研究を委託

畜水産安全管理課関係の研究課題(17年度)

課題名	総括機関名	研究期間
鳥インフルエンザワクチンのための株選定法の開発	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所	3
牛海綿状脳症(BSE)の感染源及び感染経路の調査について	東京大学	2
BSEに係るリスク管理の経済評価と最適化に関する研究	アミタ(株)	3
飼料中のダイオキシン型物質のスクリーニング分析手法の開発	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所	3
安全性の高いエトキシキン代替抗酸化剤の探索と開発	東京海洋大学	3
エンドファイト毒素の牛への影響および畜産物残留性の解明	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所	3
遺伝子組換えトウモロコシBt10の定量分析法の開発	(独)食品総合研究所	1
アユ冷水病の実用的ワクチン開発	(独)水産総合研究センター養殖研究所玉城分室	3
食用海産動物植物に含まれるヒ素化合物の食品としての安全性	(独)水産大学校	3

畜水産安全管理課関係の研究課題(18年度)

課題名	総括機関名	研究期間
マガキの生産段階におけるノロウイルス・リスク低減に関する研究	(独)水産総合研究センター	3
飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	3